

## 第13章 市民の生活の早期再建

# 【予防対策】

### 基本方針

- 1 生活再建のための事前準備態勢を構築する
- 2 児童・生徒等、子ども関連の応急教育体制を構築する

### 基本方針1 生活再建のための事前準備態勢を構築する

#### 1 生活再建のための事前準備

##### □ 対策内容と役割分担

##### 1 罹災証明書の発行

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 市 民 経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 罹災証明書発行体制等を構築する。</li> <li>○ 多摩消防署との協定締結や事前協議による罹災証明書発行に係る連携体制を確立する。</li> </ul>
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災による被害状況調査体制の充実を図る。</li> <li>○ 多摩市との協定締結や事前協議による罹災証明書発行に係る連携体制を確立する。</li> </ul>

##### 2 義援金の配分事務

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 健 康 福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義援金の募集・配分について、必要な手続等を明確にする。</li> </ul>
都 総 務 局 都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義援金配分委員会を必要な時期に迅速に開催するため、都、区市町村、日本赤十字社その他関係機関の中から委員を事前選任する。</li> <li>○ 義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にする。</li> <li>○ 義援金に関する寄付控除(国税及び地方税)等の取扱いを確認する。</li> </ul>

□ 詳細な取組み内容

1 罹災証明書の発行体制の整備

- 国が標準的なものとして示した災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月)を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。(災害の被害状況やその時の社会情勢により、変更されることが考えられることから、常に最新の運用指針を確認する事)
- 罹災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修を実施する。
- 住家被害認定調査を迅速かつ適正に実施するため、罹災証明発行に対する問合せ対応体制を整備する。
- 被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や罹災証明発行に関する体制を構築する。
- 東京都被災者生活再建支援システム利用協議会が作成するガイドラインに基づき、住家被害認定調査や罹災証明の発行業務に関するマニュアル等を作成し、適宜訓練を実施す
- 多摩消防署と災害時における罹災証明書発行に関する協定を締結や、罹災証明発行に関する合同訓練等を行い、罹災証明書発行に係る連携体制を確立する。

2 義援金の配分事務

- 東京都の義援金募集等に協力する場合、また、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。
- 義援金品を迅速に被災者に配分するため、分配の方針、物資の保管場所、輸送方法、事務処理等について検討する。

2 災害救助法等

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害救助法の申請等事務の執行体制を整備する。</li> <li>○ 激甚災害指定手続等に関する事務の執行体制を整備する。</li> </ul>

□ 詳細な取組内容

1 災害救助法の適用基準

災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用基準は災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条に定めるところによるが、都においては、次の全部又は一部に該当する場合には、災害救助法を適用する。

- 多摩市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- 東京都の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、多摩市の地

域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。

- 東京都の地域内の住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合または災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたこと。

## 2 被災世帯の算定基準

### (1) 被災世帯の算定

住居が滅失した世帯の数の算定にあつては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

### (2) 住家の被害の認定

区分	内容
住家が全壊(全焼)したもの	住家の損傷、焼失または流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は、住家の主要な構成要素の損害割合が50%以上に達したもの
住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの	住家の損壊または焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の損害割合が20%以上50%未満のもの
住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	上欄に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

### (3) 世帯及び住家の単位

区分	内容
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

## 基本方針2 児童・生徒等、子ども関連の応急教育体制を構築する

### 1 応急教育

#### □ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 教 育 委 員 会	○ 学校のマニュアル策定に協力する。
学 校	○ 震災時の児童生徒の安全確保に係わるマニュアルを策定する。 ○ 児童生徒を対象とした避難訓練等を実施する。 ○ 教職員の震災時における行動要領を定める。 ○ 震災後の早期教育再開のためのマニュアル(応急教育計画)を策定する。

#### □ 詳細な取組内容

##### 1 学校

- 学校長は、教育部長と連携し、次の事項を反映したマニュアルを整備する。
  - 学校内における指揮命令系統
  - 勤務時間外における教職員の参集、連絡態勢、役割分担等
  - 児童生徒の保護者及び関係機関との連絡体制
  - 児童生徒の在校及び登下校中などにおける安全確保対策
  - その他必要な事項
- 学校長は、定期的に児童生徒を対象とした避難訓練を実施する。
- 学校長は、多摩市と連携し、市及び地域が行う防災訓練に教職員、児童生徒等の参加を推進する。
- 学校長は、児童生徒の通学路や通学経路の危険箇所を把握し、周知を図る。
- 学校長は、教育の早期再開のためのマニュアル(応急教育計画)を整備する。
- 教育部長は、各学校長が策定するマニュアルについて必要がある場合は、協力する。
- 学校長は、PTA 等地域関係者との協力体制を構築する
- 学校長は、学童クラブの児童の保護に関する事項を、近隣の学童クラブ等と調整する

## 2 応急保育(学童クラブ含む)

### □ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 子ども青少年部	○ 保育園のマニュアル策定を指導、協力する。 ○ 学童クラブのマニュアル策定を指導、協力する。
施 設	○ 震災時の園児(児童)の安全確保に係わるマニュアルを策定する。 ○ 園児(児童)及び保護者を対象とした避難訓練等を実施する。 ○ 職員の震災時における行動要領を定める。

### □ 詳細な取組内容

#### 1 保育園

- 園長(学童クラブの館長を含む。)は、子ども青少年部長と連携し、次の事項を反映したマニュアルを整備する。
  - 職員の役割分担
  - 勤務時間外における教職員の参集、連絡態勢
  - 保護者及び関係機関との連絡体制
  - 園児(児童)の安全確保対策
  - 保護者への引渡し方法
  - 保護者への引渡しが困難な園児の保護
  - その他必要な事項
- 園長(学童クラブの館長を含む。)は、定期的に園児(児童)及び保護者を対象とした避難訓練等を実施する。
- 園長(学童クラブの館長を含む。)は、学童クラブの児童の保護に関する事項を、近隣の学校長と調整する。
- 子ども青少年部長は、私立保育園及び私立幼稚園の震災対策に対して、市立保育園の取組みに準じた指導又は助言を行う。

